

平成29年度第1回栃木県景観審議会

議 事 録

1. 開催日 平成 29 年 11 月 10 日（金）

2. 開催場所 栃木県庁本館 6 階 大会議室 1

3. 出席委員 1 2 名

三橋委員、結城委員、渡邊委員、柁委員、
中野委員、木内委員、波木委員、相馬委員
野澤委員、吉田委員、水沼委員、山下委員

午後2時30分 開会

1 開 会

2 あいさつ 江連県土整備部長あいさつ

3 委員紹介及び会長互選

- ・委員の互選により、三橋委員を会長に選任
- ・会長あいさつ
- ・会長の指名により、結城委員を会長職務代理者に選任
- ・会長の指名により、渡邊委員及び証委員を議事録署名人に選任

4 議事

- 会長 それでは、議事に入ります。第1号議案「さくら市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」、まず事務局の説明を求めます。
- 事務局（都市計画課長） 第1号議案について御説明に入る前に、景観審議会について簡単に御説明させていただきます。

参考資料1ページ、「栃木県景観審議会について」を御覧ください。

景観審議会は、平成15年7月に栃木県景観条例に基づき設置され、平成19年4月に屋外広告物審議会と統合し、現在に至っております。

まず、「景観条例に関する審議事項」についてですが、「景観形成基本方針」など本県の景観形成に関する主要な方針、基準等の決定や変更に際して、調査審議をいただくこととなっております。

また、景観行政団体である市町が、景観法に基づいて景観計画を策定し、独自の景観条例を施行しようとする場合に、その景観計画に係る区域を県条例の適用区域から除外することが適切かどうかについて、御審議いただくこととなっております。

本日の第1号議案は、この審議事項に該当いたします。

次に、「屋外広告物条例に関する審議事項」についてですが、屋外広告物を掲出できない地域（禁止地域）や物件（禁止物件）を定める場合、屋外広告物の許可の基準等を定める場合について御審議をいただいております。

また、禁止地域においても掲出できる広告物や許可の手続を経ずに掲出できる広告物など、いわゆる適用除外の広告物を定める場合、許可の基準に適合しない広告物をやむを得ないものとして許可しようとする場合について御審議をいただいております。

本日の第2号議案は、「禁止地域、禁止物件等を指定し、又は変更しようとするとき」に該当いたします。

以上のような審議事項などについて、最近5カ年では年1～2回程度審議会を開催させていただいております。

それでは、第1号議案「さくら市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」御説明いたします。

お手元の議案書の1・2ページが第1号議案でございます。2ページで御説明いたします。

本案件は、県と市町による二重行政をなくすため、景観法との調整を定めた栃木県景観条例第31条第1項の規定によりまして、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域としてさくら市の区域を指定することについて、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

「2 理由」を御覧ください。指定することが妥当とする根拠を示したものでございます。

1つ目は、景観法に基づく景観行政団体として、さくら市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、平成30年4月1日から施行を予定していること。2つ目は、景観計画において、さくら市全域の景観形成方針を定めるとともに、重点的に景観形成を図る地区を景観計画重点地区として指定し、きめ細かな景観形成基準を設けるとしていること。3つ目は、景観計画において、市全域を対象とする届出制度を規定し、その基準は県の基準と同等以上としていること。以上でございます。

別添資料を用いて、もう少し詳しく説明させていただきます。別添の参考資料2ページをお開きください。

「1 議案の内容」のうち、中ほどに四角囲いで栃木県景観条例第31条の全文を記載しておりますので、御覧ください。

条例第31条は、他制度との調整に関することについて規定したもので、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。第31条第1項は、「景観法に規定する景観計画区域について、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できる」というものでございます。

四角囲いの下の段に、県条例第3章第1節及び第2節の条文の要旨を記載しております。「県は、優れた景観を有する地域等を指定して、建築行為等の届出を義務付けることができる」、「景観形成に与える影響が大きい大規模行為について、届出を義務付ける」という内容でございます。

今回の議案は、さくら市が景観法に基づきまして、市の全域を景観計画区域とした景観計画を策定して施行を予定していることから、さくら市の区域を県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として指定し、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

「2 さくら市の景観計画の内容」ですが、市の全域を景観計画区域として指定し、景観形成基準を設けるとともに、市全域を対象に建築行為等の届出制度を規定しております。景観形成基準及び届出対象行為につきましては、県条例で定めるものより厳しい内容となっております。

参考資料3ページをお開きください。これは、県景観条例とさくら市景観計画との関係を比較したものでございます。左側に県条例第3章第1節及び第2節の規定について、右側に景観法に基づいて策定したさくら市景観計画の対応する部分を対比して記載しております。

まず、上半分に示した第3章第1節についてですが、これは、地域における景観形成に係る事項で、県条例に代替できる規定が市の景観計画で定められております。

また、下半分に示した第3章第2節は、大規模行為に係る景観形成に係る事項で、市の景観計画において県条例と同等以上の基準を設けて景観形成を図ることとしているものでございます。対比の部分を御覧になると分かるとおり、県の基準より厳しい内容となっております。詳細については、

この後さくら市から概要を説明していただく予定でございます。

参考資料 2 ページにお戻りください。「3 今後のスケジュール」ですが、本日審議会で御審議いただきまして、本案件に係る区域指定は告示によって行うこととなっております。さくら市が平成 30 年 4 月 1 日から景観計画の施行を予定しておりますので、同日を適用日といたしまして、今月下旬に告示を予定しております。

審議事項関係の説明は以上でございますが、参考までに、他市町の取組状況について御説明させていただきます。

参考資料 4 ページをお開きください。これは、県内市町の景観行政の状況を示したものでございます。薄い緑及び濃い緑の着色が、景観法に基づいて景観行政を行う景観行政団体となっている市町で、現在 11 市町でございます。うち、既に景観計画を施行済みの市町は薄い緑色で着色している 10 市町で、濃い緑色が今回審議いただくさくら市でございます。

白色の 14 市町はまだ景観行政団体となっておりますが、真岡市については平成 30 年 4 月に景観行政団体への移行を予定しております。また、大田原市及び矢板市が、今後、景観行政団体になる意向を示しております。

県といたしましては、これらの市町が景観行政団体になり、地域の特性に応じた景観計画のもと景観行政を進められるよう、引き続き支援を行って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

- 会長 ただ今事務局より、「さくら市の区域を栃木県景観条例第 31 条第 1 項の規定による区域に指定することについて」説明をいただきました。念のため事務局に確認しますが、この審議会の場合は、さくら市が景観計画を策定したことによって、さくら市の区域を県条例の適用区域から外すことが妥当かどうかについて審議いただくということで、景観計画の中身について審議するというのではない、こういう理解でよろしいですね。
- 事務局（都市計画課長） はい、そのとおりでございます。
- 会長 そのことを前提に審議を進めたいと思います。先ほどお話があったように、本日、さくら市の担当職員に出席いただいておりますので、さくら市の区域を県条例の適用区域から外すことが妥当かどうかを委員の皆様にご判断いただくためにも、まず景観計画の内容を説明していただいた上で審議に入りたいと思います。委員の皆様、そういう進め方でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 会長 それでは、景観審議会規則第 4 条により、さくら市の担当職員に説明をいただきます。よろしくお願いいたします。
- さくら市（都市整備課長） さくら市建設部都市整備課長の長嶋でございます。さくら市景観計画につきまして御説明させていただきます。

お手元に配付の「さくら市景観計画《概要版》」という 8 ページの資料で御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

始めに、さくら市景観計画策定までの経緯ですが、さくら市は、景観法に基づき、平成 26 年 4 月

1日付けで景観行政団体となりました。それに併せて、市民を対象とした「さくら市の景観に関するアンケート調査」を実施し、今回の計画の参考としたところでございます。

さらに、平成28年度に、学識経験者や市民等で構成いたします景観計画策定委員会及び庁内関係部局等の担当係長で構成いたします景観計画策定庁内検討委員会を設置し、景観計画策定委員会を3回、景観計画策定庁内検討委員会を3回開催いたしまして、今回の景観計画の素案について検討を重ねてきたところでございます。

また、昨年11月開催のさくら市の都市計画審議会に諮問いたしまして、さくら市議会にも昨年11月と本年5月開催の議員全員協議会に上程して計画について承認を受けますとともに、パブリックコメントを実施して市民の意見を聴取する機会を設けて参りました。

以上の経過を経まして、さくら市景観計画につきましては、平成30年4月1日の施行開始に向け、本年4月5日付けで告示縦覧に供しているところでございます。

なお、本計画に基づくさくら市景観条例の制定につきましては、平成29年第3回さくら市議会定例会において可決し、景観計画と同日の来年4月1日付けで施行予定となっております。

それでは、景観計画の概要につきまして、お手元の資料（概要版）に基づき御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。「景観計画策定の目的」ですが、さくら市は、緑豊かな丘陵地と鬼怒川、荒川沿いに広がる田園地帯で形成されておりました。自然景観とともに、歴史的・文化的景観に恵まれたまちでございます。この景観を次世代に継承し、市民・事業者・行政が協働しながら良好なまちづくりの推進を目的として、景観計画を今回策定いたしました。

2ページを御覧ください。「景観づくりの基本目標」ですが、さくら市では、「安心してくらし、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」を将来都市像に掲げ、魅力あるまちなみの形成、地域の一体感の醸成のために、4つの基本目標として「特色ある景観の保全・継承」、「地域特性に応じた景観の創造」、「特色ある景観の有効活用」、「協働による景観づくりの実施」を設定いたしました。

また、この4つの基本目標に基づき、景観づくりのテーマといたしまして、「時を重ね 想いを紡ぐ さくらの景観づくり」を定めているところでございます。

「景観計画の区域」につきましては、景観資源や景観構造を生かして地域の特性に応じた良好な景観形成を図るために、さくら市全域について景観計画区域としているところでございます。基本的な景観づくりについては、さくら市全域を段階的かつ緩やかな形で景観誘導していくこととし、特にまちなみの保存・保全等が必要な地区については、地域住民の方の理解を得ながら、重点地区に指定し、きめ細かな施策等を実施していきたいと思っております。詳細につきましては、8ページ下段の「景観計画重点地区指定の検討」を参考に御覧いただければと思います。

3ページを御覧ください。「良好な景観形成に関する方針」ですが、景観づくりの基本目標に沿って、景観形成の基本方針として5つ示しております。この基本方針を踏まえた上で、構造別基本方針として、「田園景観ゾーン」、「丘陵地景観ゾーン」、「市街地景観ゾーン」の3つのゾーンに区

分いたしまして、基本方針を設定しております。

なお、「公共公益施設」については、単体で周辺環境に与える影響がある程度大きいことから、別途、基本方針を設定しております。

さらに、「市街地景観ゾーン」におきましては、「住居系市街地」、「商業系市街地」、「産業系市街地」の3つに細分化いたしまして、適切な景観形成を図るものとしていただいております。

続きまして、4・5・6ページを御覧ください。こちらは、「良好な景観形成のための行為の制限」についてです。周辺環境に影響が大きいと判断される一定規模を超える建築物や工作物等について、届出の対象としております。届出対象行為としては、建築物、工作物、都市計画法で規定する開発行為の3種類としております。

始めに、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」を行う場合ですが、高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるものについて、事前協議の対象としております。

次に、「工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」を行う場合ですが、一覧表に記載された工作物で、届出の対象規模を超えるものについて、事前協議の対象としております。

なお、「都市計画法で規定する開発行為」については、区域面積が50,000㎡を超えるものについて、事前協議の対象としております。

行為の届出の手续につきましては、4ページ下の段に表示してあるとおりの手続を踏んでいただくこととしております。

7ページを御覧ください。「景観資源等の質的向上に関する事項」といたしまして、「景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項」並びに「景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項」等に関して記載してあります。

なお、「今後の検討項目」といたしまして、「屋外広告物の表示・設置に関する事項」及び「太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について」、例規の制定等について検討していくこととしてあります。

続きまして、8ページを御覧ください。最後に、「景観まちづくりの推進」ですが、「景観に対する市民意識の向上」、「市民の自発的な景観まちづくりの促進」、「景観まちづくりに関わる体制や仕組みの構築」の3項目について、市民・事業者・行政が一体となって景観まちづくりを推進するために、各項目において様々な施策等を展開していくこととしてあります。

概要版を使って簡単に説明させていただきましたが、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会長 ありがとうございます。まず事務局より第1号議案の内容について、次にさくら市から第1号議案に関連した市の景観計画の内容について説明をいただきました。委員の皆様からこの件について何か御質問があれば御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員 1つお聞きしたいのですが、参考資料3ページに、県の条例とさくら市景観計画の比較が書

いてあります。行為の制限に関して、県の条例は「指導・勧告」までとなっていますが、さくら市の場合は「指導・勧告」ともう一つ「変更命令」ができる形になっています。県よりワンランク上の形で規制誘導をしていくということだと思いますが、地域で景観を壊すような行為があつて変更命令を入れたのか、あるいは、あらかじめ予防のために入れたのかお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○ さくら市（都市整備課長） 今回の質問について御説明させていただきます。

一番下に記載されている「変更命令」については、県の条例とは異なり、ちょっと厳しい規制を入れさせていただきました。今回、県の条例をベースにして市の条例を制定したのですが、例えば宇都宮市などと比べると、さくら市の場合、比較的低層住宅で建築物も小さいものが多いことを踏まえて、届出対象行為についてちょっと厳しくしているということがあります。

「変更命令」についても、都市整備課としては、今回の景観計画だけではなく、開発関係の取扱い等も実際に行っており、開発業者さんから様々な問合せを受けます。その中で、変更命令ではないのですが、どうしても行政としては指導していかなければならないことがあります。強制というわけではないのですが、例規に基づいてこれは絶対に業者さんにやっていただかななくてはいけないということが出てくるものですから、今回、変更命令も必要かなということで景観計画に入れております。説明は以上です。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 会長 予防的措置の意味合いが強いかということでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○ 委員 私からは、再生可能エネルギーに関する施設の質問です。再生可能エネルギーも大切ですが、観光や景観を重視するに当たり、再生可能エネルギーの施設があることによって大分見せ方が変わってしまうことがありますので、届出の対象とすることは大変良いことだと思います。今後、届出と同時に、設置してもいいけれどもうしなさい、という丁寧な指導は入るのですか。

○ さくら市（都市整備課長） 再生可能エネルギーにつきましては、先ほど説明した5ページの表中⑭で、一定規模を超える高さや区域面積のものについて、景観計画で定めた景観形成基準に基づき届出をお願いする形になります。

さくら市としても、去年までは再生可能エネルギーについて特に規制を設けていませんでした。さくら市の場合、風力等については想定できないので太陽光がメインとなるかと思いますが、今年度から、担当部署として太陽光やバイオマスについて検討を始めたところです。

今年度、県でも太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定作業がスタートしたということで、さくら市単体で、先に県と違うバージョンのガイドラインを策定してしまうのもどうかというところがあります。市としてのたたき台はある程度持っていますが、県の規制内容との調整もありますので、県ガイドラインの策定に併せて、できれば平成30年度ぐらいまでにさくら市ガイドラインも策定し、景観計画に基づく届出もしていただく、ということで考えております。

ただ、メガソーラーの設置に関しては、東京電力の変電所の受入れ容量の関係で、あと4年間はさくら市では設置できないとのことですので、設置に係る申請が出てくるのは早くても2年後ぐら

いと想定しております。以上です。

- 委員 ありがとうございます。太陽光パネルがずっと道沿いに並んでいますと、幾らほかの所の景観を良くしようと思っても、全体的なバランスがとれなくなるのです。設置してはだめということではなくて、周りとうまく調和するように塀で囲むとか、そういった見せ方をしてもらえるといいなと思います。

ただ単に面積を小さくしてこのように作ればいいということだけではなく、周囲の景観と調和した形で、周りと同色ないような何かを作っていたかきながら、太陽光パネルを設置いただくということも必要ではないかと今感じている次第ですので、ぜひ先例で色々取り組んでいただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

- さくら市（都市整備課長） 貴重な御意見をいただきありがとうございます。さくら市としても、景観が大切ということもありますが、再生可能エネルギーを推進している立場でもあります。このことは県も同じだと思います。その両方を同時にうまく進めていくのは、ある意味難しい部分がありますが、今御意見をいただいた周囲の景観と調和する形で塀を設置する等といったものをガイドライン等に盛り込んでいければ、市民の皆様にも理解いただけるかなと考えているところでございます。

- 会長 今の委員の御指摘に関して、県内では、那須町が景観計画の中で、観光地ですから、太陽光パネルが見えないよう植栽等でできるだけ隠すように、という景観形成基準を設けていたと思います。参考にさせていただければと思います。

- 事務局（都市計画課長） 委員の質問に若干補足します。

県内市町から県に対し太陽光発電施設の規制強化に関する要望も出まして、経済産業省が平成 29 年 3 月に策定した「事業計画策定ガイドライン」を基本にしながら、これを補完する県独自の「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を環境部局が中心となって今策定中でございます。

また、参考ということで、県内市町において、何とか景観と折り合いをつけようと独自条例を制定したのが栃木市、足利市及び鹿沼市で、栃木市については今年 4 月から全面施行、足利市については今年 4 月から一部施行、鹿沼市については今年 10 月から一部施行しております。また、日光市については、12 月議会にできれば条例案を上程したいとのことです。条例の主な内容は、届出だけではなく、自然環境や景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区内に設置する場合には許可を義務付けるという内容です。補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 会長 ありがとうございます。委員の皆様から何か御質問はありますか。

- 委員 今回、さくら市が景観計画を策定されて、4 月 1 日から施行予定ということで、個人的には県条例の適用地域から除外するのは問題ないかと思っています。今後、景観計画重点地区を指定し、景観形成方針を策定されていく予定ということですが、具体的にいつ頃ということはお決まりでしょうか。

- さくら市（都市整備課長） 明確に何年度までに策定するというのはちょっとまだ決まっておま

せん。平成30年度以降に、色々な施策や各種ガイドラインなども含めて策定していきたいと考えているところでございます。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 会長 よろしいでしょうか。それでは、ほかに御質問がなければ、第1号議案について意見をまとめたいと思います。

「さくら市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」、事務局の説明のように、1つ目は、来年4月1日から市全域を景観計画区域として施行すること。2つ目は、市全域の景観形成方針を定めるとともに、景観計画重点地区を指定してきめ細かい指導をしていくという方針が掲げられていること。3つ目は、届出制度を規定しており、届出対象行為や景観形成基準が県と同等以上になっていること。この3点を根拠として、さくら市の区域全部を県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として指定する、ということにしてよろしいかどうかお諮りしたいと思います。

このように答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 会長 それでは、第1号議案については了解をいただいたとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、第2号議案に移りたいと思います。「栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について」事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局(都市計画課長) 第2号議案「栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について」御説明いたします。

議案書3・4ページが第2号議案でございます。議案書4ページ「1 意見を聴く事項」を御覧ください。本案件は、栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域等の追加についてですが、屋外広告物の表示等の禁止地域に田園住居地域を加えるものでございます。

「2 理由」を御覧ください。本案件は、屋外広告物法の一部改正により、都道府県が条例で定めることにより屋外広告物の表示等を禁止することができる地域に、都市計画法に規定する用途地域として新たに創設された田園住居地域が追加されたことから、栃木県屋外広告物条例第3条の規定による屋外広告物の表示等を禁止する地域に、田園住居地域を追加するというものでございます。

別添資料を使ってもう少し詳しく説明いたします。別添参考資料5ページ「1 議案の内容」を御覧ください。先ほど御説明いたしました屋外広告物法の一部改正の内容ですが、関係条文の抜粋を四角囲いで示しております。

法第3条の中で、都道府県が条例で定めることにより屋外広告物等の表示を禁止することができる地域に、アンダーラインで示した都市計画法に規定する田園住居地域が追加されたことから、本県における屋外広告物の表示等を禁止する地域に、この田園住居地域を追加するものでございます。

ここで、田園住居地域について若干説明させていただきます。「3 参考」を御覧ください。田園住居地域とは、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を

保護することを目的とする地域として、都市計画法の一部改正により、市町村が当該市町村の都市計画区域内に定めることができる用途地域として 13 番目の新たな類型が追加されたところでございます。

参考資料 6 ページをお開きください。田園住居地域が創設された背景といたしまして、人口減少に伴う宅地需要の沈静化や、景観・環境・防災など都市農地が持つ多面的な機能への期待など、住民の都市農業に対する認識の変化から、国は、平成 28 年 5 月に都市農業振興基本計画を策定し、その中で都市農地を、従来の宅地化すべきものから、あるべきものと位置付け、政策を転換したところでございます。

しかしながら、現在、都市計画において指定されている住居専用地域では、地域内に農産物直売所、農機具収納施設等の農業用施設は原則建てることのできない状況となっております。このため、低層住居専用地域で建築可能な建築物に加え、農業用施設を新たに建築可能とする地域として、田園住居地域が創設されることとなりました。

本県の屋外広告物条例では、これまでも住居専用地域を禁止地域として指定しており、知事が指定する区域を除き、一定基準を満たした自家用広告物及び案内誘導看板以外の屋外広告物の掲出を原則禁止することで、良好な景観形成を図っていくこととしております。この度新たに創設される田園住居地域についても同様に禁止地域として指定し、屋外広告物の表示及び掲出について規制を行いたいと考えております。

参考資料 5 ページにお戻りください。「2 今後のスケジュール」ですが、本日、審議会で御審議いただきまして、今月開会される議会に栃木県屋外広告物条例改正案の上程を行う予定としております。

なお、改正条例の施行は、改正屋外広告物法の施行に併せて平成 30 年 4 月 1 日とする予定としております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

- 会長 ありがとうございます。ただ今事務局から、第 2 号議案「栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について」説明がございました。委員の皆様から御質問、御意見がございましたら御発言いただけますか。

それでは、私から 1 つ質問いたします。県内の市町で、具体的にこの新たな用途地域を設けようという動きはあるのでしょうか。

- 事務局（都市計画課長） 県内市町の動きにつきましては、現在、検討している市が 1 つぐらいあるのですが、それ以外は今のところ未定となっております。

と言いますのは、実は田園住居地域に関しての運用方針を国である程度出していくという方針がありますが、まだ方針が出ていない状況で、現時点では先ほど説明したカラー刷り資料に記載された範疇の内容となっております。低層住居専用地域で、農家住宅が混在しているところならかなり有効かとは思いますが、現在はそのほとんどには一般住宅が張り付いているといった状況です。今後、低層住居専用地域の中に農産物直売所や農家レストラン等を設置していきたいというときには、

そういった検討も必要かと思っております。以上です。

- 会長 そうすると、田園住居地域を具体的に設けるかどうかは、国の運用の詳細がもう少し分からないと市町としても動きにくいということで、まだ不透明だということですか。
- 事務局（都市計画課長） はい、そのとおりです。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。
- 委員 今の会長の御質問に関連して、宇都宮市の検討状況です。この田園住居地域は非常に良い制度だと思いますが、農地の課税がどうなるのかという部分について様子を見ています。我々としては、市街化区域内の農地では今どんどん宅地並みの課税がされていっているの、それを少し軽減するという観点でこういった制度がうまく活用されるのではないかと期待しています。ただその課税をどうするかは、今度の自民党の税調でも議論される状況になっていますので、その状況がどうなるかによります。税金はそのままなのに農地の開発だけ規制するということになる、多分誰も使ってくれないと思います。開発は規制されるけれども、農地のままでずっと使うのなら課税上はすごく有利になるということであれば、かなり使えるのではないかと考えています。その辺をよく見ながら、どのようにしていくかということなのです。

会長もご存じのように、宇都宮市の場合は立地適正化計画を作って、居住誘導区域と居住誘導区域でないところの2つに分けています。居住誘導区域にならないところについて、田園住居地域の設定などを検討していきたいと思っておりますが、国全体の税制がどうなるかを見ながら勉強していきたいと考えているところでございます。以上、御紹介でございます。

- 会長 情報提供ありがとうございました。
- 委員 既に表示されている屋外広告物はどうなるのですか。
- 事務局 条例の制度として経過措置というものがございまして。通常、許可地域が禁止地域になった場合、3年間は禁止地域に係る規定は適用しないという屋外広告物条例上の規定がございまして。

また、現在、田園住居地域については、国の説明会等によりますと、住居専用地域からの転換が想定されていると伺っております。住居専用地域については現在既に禁止地域になっていますので、禁止地域から禁止地域ということで、実態的な影響はほとんど出ないと我々は想定しているところです。ただ、実際にどうなるかは、その後の運用状況等が全く不透明ですので何とも言えないのですが、私どもとしては今、そのような観測を持っているところでございます。

- 委員 都市計画法で田園住居地域が用途地域として新たに追加されたので、屋外広告物条例の中に広告物表示の禁止区域としてこれを追加するという話ですが、基本的には、用途地域が仮に都市計画法上に規定されていても別に屋外広告物条例の禁止地域に入れなくてもいいということができるのですか。
- 事務局（都市計画課長） 今の御質問については、一応法律の規定はできる規定になっていますので、条例に田園住居地域を追加しなくても問題はございません。

現在、実は近隣都道府県、関東甲信越でいうと、条例改正を予定しているのは1県ぐらいしかありません。本県を含めて2県ということになるかと思っております。そのほかは、田園住居地域の指定の

方針等が立たないので、まだ様子を見ている状況でございます。

- 委員 先ほどの話だと、田園住居地域というのは、基本的には低層住居専用地域に重なるような形で指定されるという話でしたが、例えば、市町によっては、低層住居専用地域以外の地域を新たに田園住居地域に指定した場合に、当該田園住居地域を屋外広告物の禁止地域としないというようなことはできるのですか。
- 事務局 住居専用地域については、条例上は禁止地域ということになっていますが、併せて条例に「知事が指定する地域を除く。」という規定があり、その指定は知事の告示で規定されており、実際の禁止地域はそこで決められています。その指定に当たりましては、市町の意向を確認させていただいており、屋外広告物の表示を禁止したいというところにだけ実際に規制をかけていますので、一律に住居専用地域に全て規制がかかっているわけではありません。現状としては、鹿沼市と大田原市の一部しか実際の住居専用地域では禁止地域にはなっておりません。ですので、田園住居地域についても、市町でそこは屋外広告物の禁止地域にはしないで欲しいということであれば、我々としてはそこは除外させていただく形で考えております。
- 委員 分かりました。
- 会長 地元というか、市町の意向が尊重される余地はあるということです。ほかにいかがでしょうか。
- 委員 今お話をお聞きしていて、田園住居地域の用途規制の中で、例えば農産物直売所や農家レストラン、そのほかにも喫茶店、食堂、診療所といったものは田園住居地域に建築可能だということですね。一方で、今審議している内容は、屋外広告物の表示を禁止することですよね。ということは、純粋に考えると、こういった店舗等が広告物を表示できないことになるかと捉えてしまうのですが、そういうことになるわけですか。
- 事務局 今の御質問ですが、いわゆる自家用広告物については、禁止地域でも表示できると規定されています。当然、店舗の案内や案内誘導については大丈夫です。よく道路沿いにあるような商業広告、その店と全く関係ない商品の広告といったものが表示できないというだけで、お店の表示や案内表示は、表示できることになっています。
- 委員 ありがとうございました。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。
- 委員 まず、田園住居地域の指定についてはまだ検討中ということと、国の説明では低層住居専用地域が田園住居地域に変わっていく方向性だということは、今のお話を聞いて大体分かったのですが、市町の決定による運用は別として、例えば今回の審議事項である禁止地域を追加しない場合は、低層住居専用地域を田園住居地域に変更したときに広告の表示が可能になってしまうことになるわけですね。ですので、場所としては変わらないけれども、禁止することは残しておくという意味での追加になるわけです。ですので、県として禁止地域を追加しておくことについては賛同したいと思います。
- 会長 確認ですが、先ほどの第1号議案では、市町の景観計画や景観条例については、今度のさく

ら市を含めて11市町が制定済みですが、市町独自の屋外広告物条例はまだそんなにないのですね。

- 事務局 はい。宇都宮市、日光市、那須塩原市、那須町の4市町が、現在、独自で屋外広告物条例を施行しております。
- 会長 ということで、屋外広告物については県条例のウエイトがより高いというか、位置がより重要だということかと思えます。いかがでしょうか。
- 委員 業界団体としては、屋外広告物の表示等の禁止というとすごくどきっとしてしまうのですが、どこもかしこも屋外広告物を出すという風潮より、今は景観を大切にしていよいよ広告物を出すという方向になっています。

自家用広告物に関しては適用除外だという話も伺っておりますので、景観を大切にする屋外広告物ということで、我々の業界団体も賛成・賛同しております。以上です。

- 会長 ほかに御質問、御意見はありますか。

それでは、特に御意見がないので、ここで第2号議案「栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について」議決に入りたいと思います。特に反対意見がございませんでしたので、当審議会としては、第2号議案について、異存がない旨答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長 ありがとうございます。それでは、そのように処理させていただきます。

次に、報告事項に移ります。次第を御覧いただきたいと思えます。報告第1号「屋外広告物に係る規制見直し後の状況について」です。これは以前に幾つか審議していただいた事項について、その後の状況を知りたいという御意見が委員の方から出されましたので、そのことを踏まえての報告になると思えます。では、説明をお願いいたします。

- 事務局（都市計画課長） それでは、報告第1号「屋外広告物に係る規制見直し後の状況について」御説明いたします。報告資料の1ページを御覧ください。

本報告につきましては、栃木県屋外広告物条例において、平成28年度から29年度にかけて規制見直しを行った3項目について、その後の許可状況等を御報告させていただきます。

1つ目は、「『観光振興』、『地域振興』を目的とした一定期間のイベント・キャンペーンに係る屋外広告物の規制の見直し」についてでございます。平成28年4月1日から施行運用しております。

(1)の見直しの概要ですが、地方創生や東京オリンピック等を契機とした観光振興、地域振興といった行政施策の目的に合致したものであって、一定期間のイベント、キャンペーンに係る屋外広告物について、公共的団体や民間が掲出する場合も、国又は地方公共団体と同等の取扱いとすることとしたものでございます。具体的には、国又は地方公共団体に加え、農協や商工会、各種イベント実行委員会などの公共的団体及び民間が設置する広告物まで対象を拡大したものでございます。

次に、(2)の規制見直し後の広告物の表示状況ですが、平成28年度は4件、平成29年度は10月末時点で9件の届出がありました。

2つ目は、「『のぼり旗』の表示できる期間の見直し」についてでございます。平成28年4月1日から施行運用しております。

(1)の見直しの概要ですが、日常的に管理が行われている「自己の営業所等に設置するもの」に限り、表示できる期間を「1月以内」から「3月以内」に延長するとともに、更新を認めたものでございます。見直し前は、「のぼり旗」の表示できる期間を「1月以内」とし、更新不可としておりました。近年、「のぼり旗」の活用需要が増加してきており、また、耐久性の向上等から、1月を超えても使える状態なので引き続き使用したいとの要望が多く寄せられていた実態を踏まえまして、常駐者により安全性の確保や風雨等への対応等、日常的に管理が行われている自己の営業所等に設置されるものに限り、表示できる期間を「3月以内」に延長するとともに、更新を認めたものでございます。なお、更新に際しましては、ほかの広告物と同様、自己点検結果報告書の添付を求めることで、劣化による景観への影響や安全性の確保を担保しているところでございます。

(2)の規制見直し後の広告物の表示状況ですが、見直し前の平成27年度は新規のみで82件。見直し後の平成28年度は新規が7件、更新が40件。平成29年度は10月末時点で新規が7件、更新が30件の許可を行っております。

3つ目は、「壁面広告物の規制の見直しについて」でございます。平成29年4月1日から施行運用しております。

(1)の見直しの概要ですが、壁面広告物の表示できる壁面を道路に面した壁面のみに表示可能とする制限を撤廃したものでございます。これは、平成27年度に行った全庁的な独自規制見直し作業の中で実施した関係団体等へのヒアリングにおきまして、ビルや店舗などの建築物の外壁面に表示できる広告物の規制について、表示できる壁面の制限の撤廃を求める意見が出されたことに伴い、県内関係市町の意見や他県等の規制状況を踏まえ見直しを行ったものでございます。どこの壁面でも表示可能とする見直しを行う一方で、景観への影響が大きくなるよう、表示面積などその他の制限は維持したところでございます。

(2)の規制見直し後の広告物の表示状況ですが、平成29年度は10月末時点で180件の許可を行いました。そのうち規制見直し前までは許可が認められなかったが、見直しを行ったことにより許可可能となった広告物は23件ございました。なお、規制見直しに伴い、景観が悪化した等の苦情はなかったとの報告を許可権者である市町から受けております。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 会長 ただ今事務局より「屋外広告物に係る規制見直し後の状況について」ということで、3つの規制見直しについて説明がありました。冒頭私の挨拶にもありましたように、規制を緩和する方向で共通しているかと思えます。昨年度1年間と今年10月までの件数について御報告をいただきましたが、このことについて委員の皆様から何か御質問等があればお願いします。
- 委員 いずれも規制緩和による苦情はなかったという話ですが、以前、車両に表示されるラッピング広告の大きさについて規制緩和がありましたよね。ラッピング広告についても今のところ苦情は上がっていないですか。
- 事務局 特段苦情はいただいておりません。
- 委員 これは提案ですが、この審議会で緩和措置を決定した後、今回が初めての報告ですが、一度

現地を見る機会があってもいいかと思います。周りの人からは苦情が出ていませんが、景観という観点からどうなのかという点で、我々委員も機会があれば現地に赴いて、一つ一つ現地調査することもあっていいと思います。

- 会長 事務局いかがですか。予算も絡むと思いますが。
- 事務局（都市計画課長） 委員の御意見を踏まえて検討させていただきます。
- 会長 過去にも、実際に地域の景観を拝見しながら現地で審議会を開くということもございましたので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。ほかにどうでしょうか。

それでは私から質問いたします。2番の「のぼり旗」については、改正前の平成27年度とその後を比較した場合、件数だけ見るとむしろ件数は下がっているのですか。これはどのように見ればいいでしょうか。

- 事務局 従前は表示できる期間が1月だったものですから、その都度毎回新規で許可申請が必要でした。今は表示できる期間が3月ということで、3回分が少なくなっていると見ていただければよろしいかと思います。それが後は全て更新に回っている形になります。今までは新規以外は認めないので、同じものを毎回新規ということで1月単位で申請させていたという実態です。
- 会長 分かりました。そうすると、件数としては、平成27年度については3で割ると比較できるということですか。
- 事務局 そうですね。3で割っていただくと比較できます。そうすると、件数が若干増えているかもしれません。
- 会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。
- 委員 3番の壁面広告物の規制の見直しについて、本年度10月末の時点の件数が載っていますが、これから年末年始にかけて増えていく可能性はどのようなのでしょうか。
- 事務局 どうなるかは分からないのですが、市町に照会したところ、町はあまりないのですが、今回、主に市で、前面道路以外の壁面に表示したケースが合わせて23件あったということです。中心市街地のような場所でないと、道路に面していない壁面は広告効果があまりないと思います。これから年末に向けて増えるかどうかはちょっと分かりませんが、ある程度定期的に許可件数は出ると思います。今回は解禁ということでこのような件数になりましたが、道路に面していない壁面で有効に使える場所は限られているでしょうから、ある程度の時点で収束するのではないかと考えております。今の時点でどの程度増えるか全く予想はつきませんが、件数が大幅に増えるものとはちょっと思えないと思います。
- 委員 許可件数180件から規制見直しにより許可可能となった広告物23件を引いた数としては、例年と比べるとどうですか。
- 事務局 前面道路に出している壁面広告については、従来、具体的な統計をとっているわけではなかったものですから、申し訳ありませんが増えているかどうかという傾向はつかめておりません。
- 会長 規制見直し後の屋外広告物の表示状況については、今回の報告で終わりではなく、経年にお調べいただいて統計をとっていかないと効果を十分検証できないかと思います。その意味で、苦

情の件数と合わせて定期的に御報告いただけるとありがたいと思います。

- 事務局 分かりました。昨年の審議会でも、今後も一定期間の運用状況を見て、必要に応じて元に戻すような見直しも考えるべきだという御答申もいただいておりますので、継続的に審議会に御報告させていただきたいと考えております。
- 会長 まだ何かございますか。なければ、これで本日、次第で予定していた議事については全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。

午後4時10分 閉会